

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団
屋上緑化奨励補助金交付要綱

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、緑豊かな住みよい生活環境を創出し、潤いのある良好な都市景観の形成をめざすため建物の屋上緑化を行うものに対し、一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団理事長（以下「理事長」という。）が奨励補助金を交付するものについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「屋上緑化」とは、建物の屋上に樹木、地被類（芝生を含む）を植栽したものをいう。

2 この要綱において「建物」とは、建築基準法上の建築物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、岐阜市において建物を所有し又は使用する個人又は法人で、建物の屋上緑化を行う者とする。ただし、1建物につき1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず販売を目的とした建物に屋上緑化を行うものは、補助の対象としない。

(補助対象基準)

第4条 この要綱に基づく屋上緑化事業は、次の各号に定める基準に該当しなければならない。ただし、基準外であっても理事長がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

(1) 屋上緑化を施工する前に、工事着手前の確認を受けたもの

(2) 屋上緑化の植栽面積が3㎡以上のもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、予算の範囲とする。

規模等	補助金額算定基準	補助限度額
施工面積3㎡以上	施工面積1㎡につき 20,000円を乗じた額	200,000円

2 前項により算出する場合において、張芝に要する費用が補助額算定基準の額に満たない時は、その額を補助金額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、理事長が別に定める屋上緑化奨励補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請にやむを得ず変更が生じた場合には、屋上緑化奨励補助金交付変更申請書

(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(交付の内定通知)

第7条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたものに対して屋上緑化奨励補助金交付内定通知書(様式第2号)により通知する。

2 前条第2項による屋上緑化奨励補助金交付変更申請書を受理し、これを適正と認めた場合には、屋上緑化奨励補助金変更承認書(様式第4号)により通知する。

(補助の条件)

第8条 補助金交付を決定する場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 設置した植栽地等は、設置の日より換算して5年間はその保全に務めること。
- (2) 樹木等は常に健全な管理をし、その育成に務めること。

(完成届)

第9条 第7条の規定による交付内定通知を受けた者は、申請書の通り工事を施工し、完成後10日以内に屋上緑化完成届(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(現地調査)

第10条 理事長は、前条の規定による完成届を受理したときは、屋上緑化奨励補助金交付決定現地調査報告書(様式第6号)に基づき工事完了確認を行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 理事長は、前条の規定による現地確認後、適正と認めたものに対して、交付決定(様式第7号)をし、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者が、第8条に定める条件を遵守しない場合において、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(あて先)
一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団理事長

申請人

住 所 岐阜市

氏 名 (団体の場合は団体名及び代表者名)

電 話 () -

屋上緑化奨励補助金交付申請書

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団屋上緑化奨励補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 場 所
- 2 屋上の植栽可能面積 (A) 工事代金又は、材料費領収書の写し
- 3 屋上の植栽地面積 (B) ※緑被率 % > 30 %
(施行面積)
- 4 植栽樹木本数規格
- 4 工 期 着 工 年 月 日
完 成 年 月 日
- 5 施 工 方 法 業者委託 自主工事
- 6 工 事 予 算 額 円
- 8 添 付 書 類 位置図 平面図 (建物寸法記入)
植栽内訳及び見積書 屋上植栽平面図
誓約書

※印は、記入しないで下さい。

年 月 日

(あて先)

一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団理事長

誓 約 書

今般、一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団屋上緑化奨励補助金交付申請にあたり、交付要綱に基づき工事を完了し、事業完了後においても適切な維持管理に努め、万一枯死した場合はすみやかに同等品を補植致します。

補助金交付日から5年間申請書通りの目的に使用致します。

万一、上記期間内に申請内容と異なる事態となった場合はいかなる理由といえども補助金の返還をいたします。(返還金額は補助金額)

以上のことについて誓約いたします。

申請人

住 所

氏 名

様

一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団
理事長

屋上緑化奨励補助金交付内定通知書

年 月 日付申請がありました屋上緑化奨励補助金については、下記のとおり内定いたしましたので通知します。

なお、交付決定額は、工事完了確認後に屋上緑化奨励補助金交付決定通知書により、改めて通知します。

記

1 金 額 円

※ 工事完了後は、10日以内に屋上緑化完成届（様式第5号）を提出して確認を受けてください。

※ 工事完了確認の結果、屋上緑化の主旨にそぐわないもの、補助基準に満たないものがあるときは、補助金額を変更する場合があります。

※ 屋上緑化奨励補助金交付申請事項に変更があったときは、屋上緑化奨励補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出してください。

様式第3号

年 月 日

(あて先)
一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団理事長

申請人 住 所 岐阜市
氏 名 (団体の場合は団体名及び代表者名)

電 話 () -

屋上緑化奨励補助金変更承認申請書

年 月 日付交付内定を受けました屋上緑化奨励補助金について、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 変 更 事 項

2 変 更 事 由

3 変 更 年 月 日 年 月 日

様式第4号

岐未ま（緑）第 号
年 月 日

様

一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団
理事長

屋上緑化奨励補助金変更承認書

年 月 日付変更申請がありました奨励補助金について、下記のとおり変更を承認します。

記

1 変更事項

2 変更事由

3 変更年月日 年 月 日

(あて先)
一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団理事長

申請人 住 所 岐阜市
氏 名 (団体の場合は団体名及び代表者名)
電 話 () -

屋 上 緑 化 完 成 届

屋上緑化奨励補助金交付申請に係る緑化事業は、下記のとおり 年
月 日完成したのでお届けします。

記

- 1 交付内定年月日 年 月 日
- 2 交付内定番号 岐未ま(緑)第 号
- 3 添付書類 工事代金又は、材料費領収書等の写し

様式第6号

屋上緑化奨励補助金交付決定現地調査報告書

屋上緑化奨励補助金交付に係る緑化事業について、下記のとおり現地確認調査をしましたので報告します。

記

1 内定通知番号 岐未ま(緑)第 号

2 補助金交付対象者

3 完成年月日 年 月 日

4 調査年月日 年 月 日

5 調査内容

(1) 植栽樹木 本数
寸法

(2) 屋上植栽可能面積 面積 m^2

(3) 屋上植栽面積 面積 m^2

6 意見

7 交付決定金額算出基礎

年 月 日

調査員氏名

様式第7号

岐未ま（緑）第 号
年 月 日

様

一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団
理事長

屋上緑化奨励補助金交付決定通知書

年 月 日付岐未ま（緑）第 号により内定しました屋上緑化奨励補助金は、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定金額 円

2 内定金額 円

3 金額に変更のある場合の事由

年 月 日

(あて先)

一般財団法人 岐阜市未来のまちづくり財団理事長

住 所 岐阜市
氏 名
電 話 () -

口 座 振 込 依 頼 書

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団から私あてに支払われる一切の支払金は、下記の者の預金口座に振り込まれることを依頼します。

記

1 取引金融機関

銀 行
信 用 金 庫
農 協 店
信 用 組 合

2 預金名義人 フリ 氏 カナ 名

預金種目 1. 普通 2. 当座

口座番号